

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[10]、
TOP・MPDのS・A[13]を
一緒に勉強しよう!



正当防衛

急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない(刑法36条1項)。

防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる(刑法36条2項)。

正当防衛の意義

正当防衛とは、**急迫不正の侵害**に対して、**自己又は他人の権利**を防衛するため、**やむを得ず**にした反撃行為をいう。

正当防衛が成立すると、その行為が殺人罪や傷害罪の構成要件に該当していたとしても、行為の**違法性が阻却**され、犯罪が成立しない。



刑法35条の正当行為、刑法37条の緊急避難が成立する場合も行為の違法性が阻却されるよ。

正当防衛の成立要件

正当防衛の成立要件

- ① **急迫不正の侵害**があること
- ② **自己又は他人の権利**を防衛するためであること
- ③ **やむを得ず**にした反撃行為であること(防衛行為の正当性)



1 急迫不正の侵害があること

(1) 急迫

侵害行為が**差し迫っているか、現に存在していること**である。侵害の予期があっても、侵害の急迫性は直ちに失われるわけではないが、その機会を利用して積極的加害意思を持って侵害に臨んだ場合には急迫性は失われ、正当防衛は否定される。また、将来予想される侵害や、終了した侵害に対しては、正当防衛は許されない。



判例

急迫性が認められた判例

刑法36条にいう「急迫」とは、法益の侵害が現に存在しているか、または間近に押し迫っていることを意味し、その侵害があらかじめ予期されていたものであるとしても、そのことから直ちに急迫性を失うものと解すべきではない(最判昭46.11.16)。

急迫性が否定された判例

単に予期された侵害を避けなかったというにとどまらず、その機会を利用して積極的に相手に対して加害行為をする意思で侵害に臨んだときは、もはや侵害の急迫性の要件を充たさない(最決昭52.7.21)。

(2) 不正

違法であるという意味である。正当防衛や緊急避難に該当する行為や自然現象は、違法ではないので、これらに対する正当防衛は成立しない。ただ、違法であればよく、**有責**までは要求されない。

有責までは要求されないから、高度の精神病者等のような責任能力のない者による侵害行為に対しても防衛行為をすることができるんだね。



(3) 侵害

法益に対する**実害又はその危険を生じさせる行為**のことをいう。故意、過失を問わない。例えば、飼い主Aが過失により犬を逃がし、その犬が通行人Bに襲い掛かった場合には、BはAの過失行為による侵害に対する正当防衛として犬に反撃することができる。

マンガでTRY 法学論文 刑訴法



論文とリンク!!
TOPの論文①、
TOP・MPDの論文③を
一緒に勉強しよう!

私人から現行犯人の引渡しを受けた場合の証拠物の措置

Xスーパーマーケットの店長Yから、X店の私服警備員Zが万引きの犯人甲男を現行犯逮捕したとの通報を受けたA警部補は、X店に赴き、同店の事務室でY及びZから甲男の身柄の引渡しを受けた。その際、甲男が被害品である菓子パンと被害品を入れるのに使用した紙袋を所持していたことから、A警部補は、令状によらない捜索・差押えを実施した。

▼上記の事例をマンガで見てみましょう!



問 この場合におけるA警部補による一連の行為の適否について述べなさい。

解答・解説は次ページで▶